

## 令和2年度シンポジウム助成事業実施要綱

### 第1 趣旨

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、この要綱に定めるシンポジウムの事業を実施する者（以下「助成対象事業者」）に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るものとする。

### 第2 助成対象事業

1. 助成対象事業は、地方公共団体が企画するシンポジウムとし、その内容は、「パネルディスカッション」（必須）、「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等とする。
2. 助成対象事業のテーマは任意のものとするが、地域住民等広く一般の者が参加できるものであること。
3. 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。

### 第3 助成対象事業者

助成対象事業者は、都道府県若しくは市（区）町村とする。

### 第4 実施の条件

#### 1. 主催者

主催者は、助成対象事業者または実行委員会及び自治総合センターとする。

また、実行委員会が主催者となる場合には、必ず助成対象事業者も実行委員会に参画すること。

#### 2. 後援

助成対象事業者の希望により、総務省を後援団体とすることができる。

#### 3. 会場及び入場料

会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とする。

#### 4. 参加者

地方公共団体の担当者及び関係者並びに参加を希望する地域住民等広く一般の者の参加ができるようにする。

### 第5 事業の周知

助成対象事業者は、広報誌、ポスター・チラシ等を利用して、本事業の周知に努めるものとする。

なお、事業の周知の際は、主催者を明記するものとする。

## 第6 助成金

助成金は、1事業につき300万円を限度とする。

ただし、助成額は10万円単位とし、単位未満は切り捨てとする。

## 第7 助成の申請手続

1. 助成対象事業者は、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に助成申請書（別記様式第1号-1）を提出するものとする。

なお、都道府県知事は、都道府県及び管内市（区）町村の助成申請書を取りまとめたうえ、理事長に提出するものとする。

2. 前項の申請件数は、1都道府県1件とする。
3. 都道府県知事は、当該助成申請について意見（別記様式第2号）を付して、申請概要（別紙）とともに理事長宛送付するものとする。

## 第8 助成の決定等

1. 理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 1により助成を決定した場合、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象事業者の長に通知するものとする。
3. 助成対象事業について変更が生じた場合は、助成対象事業者はその理由を付して、速やかに理事長に変更申請書（別記様式第1号-2）を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、変更申請書の提出は、都道府県知事を経由するものとする。

## 第9 総務省後援の名義使用の承認申請手続

総務省の後援を希望する助成対象事業者は、理事長に総務省後援の名義使用の承認申請書（別記様式第3号）及び補助資料を2部提出するものとする。

なお、都道府県知事は、都道府県及び管内市（区）町村の承認申請書及び補助資料を取りまとめたうえ、一括して理事長に提出するものとする（別記様式第4号）。

後援の名義使用の承認申請書は、自治総合センターが一括して総務省に申請するものとする。

## 第10 助成金の交付

1. 助成対象事業者は、事業が終了し、助成金の交付を受けようとするときは、助成事業実績報告書（別記様式第5号）を理事長に令和3年3月末日までに提出するものとする。

なお、実績報告書は、都道府県知事を経由するものとする。

2. 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、都道府県知事に通知するとともに助成対象事業者に交付するものとする。

なお、都道府県知事は助成対象事業者の長に、助成金の額の確定と交付について通知するものとする。

#### 第11 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度、理事長が定めるものとする。